

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継



第7回 おしどり夫婦の居宅贈与



甲子園高校野球の想い出

春の選抜高校野球は、残念ながら中止となりましたが、私にとっ
て忘れられないのが、昭和44年8
月18日に行われ松山商業と三沢高
校との熱戦です。

松山商業の井上投手は、延長15
回裏、カウント一―三となり、ピ
ットかフォアボールでさよなら負
けのピンチです。そこで投げた5
球目が物議をかもしました。松山
商業の監督と球審がともに明治大
学出身であったことから、忖度が
あったのではないかと「明大
ストライク」事件?です。

私はバックネット裏で観戦して
いました。井上投手の投げたボー
ルがプレートを通過した瞬間、負
けたかと思いましたが。だが判定は
ストライク。松山商業はピンチを
逃れ、その後、両校ともにゼロ行
進。引き分け再試合となり、翌日
松山商業は勝ち、晴れて日本一に
なりました。

この名場面に立ち会えたのには
偶然の縁がありました。当時、私
は、大学で学びながら、補助者と
して監査に従事していました。そ
の監査先の1社がたまたま阪神電
鉄だったので。しかも、担当の
経理部長が後に阪神タイガースの
オーナーになられた高知県出身の

久万俊二郎氏でした。同じ四国と
いう同郷のよしみで、チケットを
いただいたのです。
ところで、あの一球がボールと
判定されていたら、あの試合は後
世に語り継がれる名勝負になった
のかどうかと、今でも思案します。
しかし、これは愛媛県民側の心情
であって、青森県民からすれば、
悔しくて仕方のない残念至極な結
末だったのでないでしょうか。



11/15で本題

居宅贈与も持ち戻し計算の廃止

配偶者居住権の創設とならぶ改
正の目玉が結婚20年以上の夫婦
〔おしどり夫婦〕を対象とした
自宅の生前贈与の取扱い変更です。

改正前の問題点と改正の効果

改正前も、夫婦間での居宅贈与
については、基礎控除110万
円と配偶者控除2千万円との合計
2110万円までは無税で贈与す
ることができました。しかし、贈
与した配偶者が死亡した時には、
生前の贈与財産は遺産の先渡しと
みなし、その他の遺産に加えて、
改めて相続財産に加えることにな
っていました。これが「持ち戻し
計算」です。

しかし、これでは、贈与を受け
た配偶者が最終的に受け取る財産
額は、生前贈与がなかった場合と
変わりません。

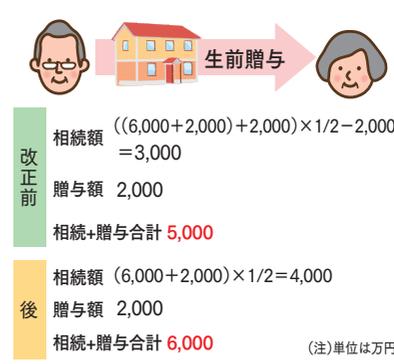
そこで、改正では、「持ち戻し
計算」をしないことになりました。
その結果、生前贈与した居宅は相
続財産ではなく、遺産分割の対象
から外れ、配偶者は、改正前より
も多くの財産を相続することがで
きるようになりました。

【設例】

相続人は、配偶者と子どもの2
人、相続財産は、住用不動産4千

万円と預貯金等6千万円の合計1
億円。

「配偶者の最終財産取得額の計算」
配偶者の最終的な財産取得額は、
改正の前後で次のように変わります。



改正前は、相続開始時の財産8
千万円と生前贈与2千万円の合計
1億円の2分の1から生前贈与2
千万円を差し引き、3千万円を相
続します。相続と贈与の合計額は
5千万円でした。

改正後は、相続開始時の財産合
計8千万円の2分の1、4千万円
を相続し、生前贈与2千万円を合
わせた6千万円を取得できること
になります。

居宅生前贈与のデメリット?

贈与よりも相続の方が有利にな
ることがあります。その一つが「小
規模宅地等の特例」の適用の可否
です。相続では適用でき、居宅時
価の80%を減額できますが、贈与
では適用できません。また、登録
免許税や不動産取得税も贈与の方
が相続より高く不利です。どうす
る方がよいか、よく考える必要が
あります。



公認会計士・税理士
松山大学名誉教授
税理士法人原田会計会長

原田 満範